

告 示

埼玉県告示第七百二十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 起業者の名称

上里町

二 事業の種類

（仮称）保健センター等複合施設整備事業

三 起業地

イ 収用の部分

埼玉県児玉郡上里町大字七本木地内

ロ 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次に掲げるとおり法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

イ 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、（仮称）保健センター等複合施設整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、起業者が保健センター、老人福祉センター及び福祉町民センターの機能を統合し、複合施設として整備する事業であり、当該複合施設は、法第三条第二十三号に掲げる社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業の用に供する施設及び同条第三十一号に掲げる国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件に適合すると判断される。

ロ 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、上里町保健センター設置及び管理条例（昭和五十五年上里町条例第七号）、上里町老人福祉センター設置及び管理条例（昭和五十年上里町条例第七号）及び上里町福祉町民センター設置及び管理条例（平成十四年上里町条例第二十九号）に基づき、保健センター、老人福祉センター及び福祉町民セン

ターを設置し、管理している。

さらに、本件事業に必要な用地取得費及び事業費について財源措置等を講じていることなどから、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件に適合すると判断される。

ハ 法第二十条第三号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

保健センター、老人福祉センター及び福祉町民センターは、いずれも建設後四十年以上が経過し、著しく老朽化が進んでいることに加え、バリアフリートイレが設置されていない等、バリアフリーに非対応であることから、利用者が安心・安全に施設の利用を継続することは困難である。

また、保健センター及び福祉町民センターについては、狭あいで、相談室等の必要な事業スペースが確保されていないことから、利用者へのサービス提供に支障を来しているため、改修の必要が生じている。

本件事業の完成により、施設の老朽化を解消し、耐震性に優れ、バリアフリーに対応した施設の整備が可能となるものである。また、施設を複合化することにより、従来のサービス水準を維持しながら利用者の利便性を向上させ、施設運営の効率化を図ることが可能となるほか、災害時の医療活動の拠点施設及びボランティア活動の拠点施設が同一施設となるため、災害対応の円滑化を図ることができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

起業者が実施した自然環境調査によると、起業地には保護のため特別な措置を講ずべき動植物は確認されていない。

このことから、本件事業が希少な動植物に与える影響は軽微であると認められる。

また、起業地には文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第九十条第一項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が特別な措置を講ずべき文化財は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

保健センター、老人福祉センター及び福祉町民センターは、著しく老朽化

していることに加え、バリアフリーに非対応であり、利用者の利便性及び安全性が確保されていないことから、早急な整備が必要である。

また、保健センター及び福祉市民センターは、狭あい、必要な事業スペースが確保されていないことから、利用者へのサービス提供に支障を来している状況である。

さらに、上里町公共施設等総合管理計画及び上里町公共施設再配置・維持保全計画では、保健センター、老人福祉センター及び福祉市民センターについては、施設の老朽化が進んでいることなどから、機能を統合し複合化を図ることとされている。

これらの状況から、いずれの施設も建替えが急務であり、本事業の完成により、施設の老朽化の解消、バリアフリー対応、利用者の利便性の向上及び管理運営の効率化を図ることが可能となるほか、災害時の重要な防災拠点として災害対応の円滑化を図ることができる。

また、本事業の起業地の選定に当たって、起業者は、三箇所の候補地を選択して総合的に比較検討を行っている。その上で、施設利用者の利便性、地理的条件、周辺環境及び経済性を総合的に検討したところ、①JR高崎線神保原駅から四百五十メートル以内の徒歩圏内に位置しており、最も交通の利便性が高いこと、②上里町役場庁舎が隣接しており、利便性が高く災害時の防災拠点としての機能が最も発揮できること、③都市計画マスタープランの拠点（優先的検討候補地）になっていること及び立地適正化計画に該当していること、④経済性が比較的優位であることの理由により、本起業地を選択しており、その選択は適正なものと認められる。

なお、起業地内に農地が存在するが、農地転用、開発許可等、事業の遂行上必要な土地利用諸法上の規制については、全て解除済みである。

したがって、本事業の事業計画は合理的なものであると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められ、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件に適合すると判断される。

ニ 法第二十条第四号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

保健センター、老人福祉センター及び福祉市民センターは、著しく老朽化していること、バリアフリーに非対応であること等により、施設の機能を十分に発揮することができない現状であることから、早期に利便性、安全性等

を備えた複合施設の整備を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件に適合すると判断される。

ホ 結論

イからニまでで判断したところによると、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

上里町役場保健センター等複合施設建設推進室